

埼玉東部消防組合告示第26号

埼玉東部消防組合建設工事請負一般競争入札公告

消防局備蓄倉庫解体工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき告示する。

令和5年9月6日

埼玉東部消防組合管理者 梅田修



記

1 入札対象工事

- (1) 工事名 消防局備蓄倉庫解体工事
- (2) 工事場所 久喜市上早見396番地 埼玉東部消防組合消防局
- (3) 工事期間 契約日から令和6年3月22日(金)まで
- (4) 工事概要 備蓄倉庫(鉄骨造2階、建築面積212.8㎡、延べ面積422.85㎡)
付帯施設(駐輪場、カーポート等)

2 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年10月20日(金) 午前11時00分
- (2) 入札場所 久喜市上早見396番地 埼玉東部消防組合消防局2階会議室

3 入札に参加できる者の形態

単体企業

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 建設業の許可
「解体工事業」
建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、上に示す建設業許可を受けている者であるもの。
- (2) 登録業種
「解体工事業」
令和5・6年度埼玉東部消防組合競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に上に示す業種で登載されている者であるもの。
- (3) 所在地
資格者名簿に登録されている本店又は主たる営業所が埼玉東部消防組合管内(加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町及び杉戸町)に所在地があること。

(4) 格付

資格者名簿の解体工事業において、格付けがB・C・D級で登録されている者であること。

(5) 経営事項審査の総合数値

なし

(6) 施工実績

なし

(7) 配置予定技術者

建設業法に規定された資格

ア 入札に参加しようとするものは、上に示す資格を有する者を、本工事の主任技術者または監理技術者として配置すること。ただし、下請契約の総額が4千5百万円（建築一式の場合にあつては7千万円）以上となる場合は、監理技術者でなければならない。また、請負代金の額が4千万円（建築一式の場合にあつては、8千万円）以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、一般競争入札参加資格等確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。

エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(8) 現場代理人

本工事は、「埼玉東部消防組合建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」（令和5年4月1日管理者決裁）により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。現場代理人の現場に常駐を要しない期間については、契約締結後に受注者は発注者と協議することができる。

5 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）に、一般競争入札参加資格等確認資料を添えて提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 確認申請書の提出

ア 提出先 〒346-0021 久喜市上早見 396 番地
埼玉東部消防組合消防局 指令課

イ 提出方法 一般書留、簡易書留若しくは特定記録郵便のいずれかにより郵送又は、持参すること。

ウ 受付期間 公告日から令和5年9月15日(金)まで(必着)
(持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

エ 受付時間 午前9時から午後5時まで

オ 提出部数 1部

(2) 確認申請書の受理

明らかに参加資格がないと認めるときを除き、確認申請書を受理する。

(3) 入札参加資格の確認通知

ア 入札参加資格の確認結果は、令和5年9月25日(月)までに電子メール又は郵便で通知する。

イ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、令和5年10月3日(火)までに管理者へ入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 設計図書等

設計図面、設計書、仕様書及び特記仕様書(以下「設計図書等」という。)は、次のとおり閲覧することができる。

(1) 閲覧場所 埼玉東部消防組合ホームページにて掲載

(2) 閲覧期間 公告日から令和5年10月20日(金)まで

8 現場説明会

開催しない。

9 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を持参または電子メール(sir ei@saitamatobu-119.jp)により提出すること。

(1) 提出先 埼玉東部消防組合消防局 指令課

(2) 受付期間 公告日から令和5年10月12日(木)まで
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで

(4) 質問に対する回答

ア 回答 告示日から令和5年10月16日(月)までに埼玉東部消防組合ホームページにて掲載

イ 閲覧期間 令和5年10月20日(金)まで

10 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

- ア 入札参加資格がある旨の確認通知書を持参すること。
- イ 入札参加資格がある旨の通知を受けたものであっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。
- ウ 入札に参加する者の数が1者であるとき、又は入札に参加するものがないときは、入札を執行しない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

- ア 入札金額見積内訳書は、初度入札時に入札書とともに提出すること。
- イ 代理人をして入札する場合は、委任状を提出すること。
- ウ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

- ア 再度入札は、2回までとする。
- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に、再度の入札に参加しない者は再々度の入札に参加できない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

- ア この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- イ 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。
- ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

11 最低制限価格

設定する。(最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。)

12 入札保証金

免除する。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (3) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (4) 入札参加資格のない者がした入札
- (5) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (6) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (7) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (8) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (9) 郵便、電報、電話、ファクシミリ等による入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (12) その他公告に示す事項に反した者がした入札

14 契約保証金

契約保証金は、契約規則第26条、同第27条及び同第28条に基づくものとする。

15 支払い条件

- (1) 前金払
する。(埼玉東部消防組合前金払取扱要綱に基づくものとする。)
- (2) 中間前金払
する。(埼玉東部消防組合中間前金払取扱要綱に基づくものとする。)
- (3) 部分払
しない。

16 その他

- (1) 公告の写し、設計図書等は、希望があれば次のとおり配布する。
 - ア 配布書類等 公告の写し、設計図書等、確認申請書等の提出書類の用紙、入札金額見積内訳書の様式
 - イ 配布場所 埼玉東部消防組合消防局 指令課
 - ウ 配布期間 公告日から令和5年10月19日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- エ 配布時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 提出された確認申請書は、返却しない。
 - (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
 - (4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (5) 過去1年間に消防組合構成市町内で工事事故等を起こしたことがあり、かつ、消防組合に通報していない場合は、入札日の2日前までに申し出ること。
 - (6) 本公告に定めのない事項は、埼玉東部消防組合契約規則（平成25年4月1日規則第49号）、埼玉東部消防組合競争入札参加者心得（平成29年3月27日管理者決裁）、埼玉東部消防組合建設工事請負一般競争入札試行要綱（平成25年4月1日告示第13号）、埼玉東部消防組合建設工事最低制限価格事務取扱要綱（令和5年3月31日告示第9号）、その他関係例規の定めるところによる。

17 問い合わせ

埼玉東部消防組合消防局 指令課管理担当

電話番号 0480-21-0119（内線155）

電子メール sirei@saitamatobu-119.jp